

日本電磁波エネルギー応用学会（JEMEA）ワーキンググループ（WG）規約
（平成23年（2011年）9月6日制定）（令和4年1月27日改訂）

（総則）

第一条 本会のWGの設置、運営などについては、本規約の定めるところによる。

（WGの目的）

第二条 JEMEAの会員増強と現会員への学術的還元を目的とし、そのための情報交換や学术交流の活動を促進させるためにWGを設置する。有志研究者の組織化を奨励し、自発的な活動・運営により、本会に係る特定の研究分野（萌芽的研究、学際的研究、業際的研究、組織間共同研究など）の発展を援助し、本会の活性化に繋げる。

（WGの設置）

第三条 WGの設置申請は、代表者1名（部会長、JEMEA個人正会員）が、WG名・設置理由・その他を記した所定の申請書を理事長あてに提出しなければならない。

第四条 理事長は、この申請書を研究・事業担当理事と協議のうえその採否を決め、理事会の承認を得ることとする。

第五条 WGの設置申請時期は、新設の場合は前年度の12月末日とする。ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。次年度継続希望の場合も前年度12月末日までに申請書を提出。

（WG会員）

第六条 WG会員は、本会の広報手段等を通じJEMEA会員から公募しなければならない。

（WGの設置期間）

第七条 WGの設置期間は原則として最大3年間を限度とし、1年ごとに活動実績などの審査を受けて必要がある。ただし、理事会の承認のもとに延長を可能とする。

（WGの運営）

第八条 WGの年度は、JEMEA会計年度に併せ4月1日から翌年3月31日とする。ただし、年度途中成立の場合は、WG成立の日から翌年3月31日までとする。

第九条 WGは、活動年度毎に以下の報告書等を所定の様式により理事長あて提出しなければならない。

- ①事業報告書（提出〆切：4月30日、理事長および事務局へメール送付可）
- ②会員のために、活動したことの「フィードバック」をどう行ったかを報告する。

（例：シンポジウムでの発表、ホームページでの情報発信、セミナー開催など）

第十条 JEMEAは、理事長および研究・事業担当理事で協議のうえ、別途定められた財政的援助を行うことができる。（実態と違っているので、「毎年1回理事会の審査を受けて」を追加？）

（WGの解散）

第十一条 WGの解散は、あらかじめ理事長に収支報告および残金を返金の上、所定用紙にて届出、理事会承認のもと許可される。

【参考】

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会運営細則
(ワーキンググループ)

第4条 本会は、特定の研究分野の推進のために、必要に応じてワーキンググループを設置できる。

- (1)設置に当たっては理事会の承認を得ることとする。
- (2)期間は最大3年を限度とし、理事会の承認のもとに延長を可能とする。

附則

1. この細則は、2011年9月6日より実施し、2021年12月x日に改訂。
2. この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で報告する。